

動物の輸入届出制度

輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防ぐため、平成17年9月1日より動物を輸入する際に厚生労働省への届出が必要となった。この制度により、動物を輸入（販売や展示、個人のペットを含む）する際は、動物の種類、数量その他必要事項を検疫所に届け出ることが義務付けられている。

1. 届出対象動物

(1) 生きた動物

- ・齧歯目に属する動物
- ・うさぎ目（ナキウサギ科のみ）に属する動物
- ・その他、陸生ほ乳類
- ・鳥類

(2) 死体のもの

- ・齧歯目に属する動物
- ・うさぎ目（ナキウサギ科のみ）に属する動物

届出に必要なもの

- 届出書（2通）
- 衛生証明書（輸出国政府機関発行のものに限る）
- 届出者の身元確認書類
- 航空運送状況の写し（航空運送の場合のみ）
- 検疫の衛生検査の結果書（検疫官が指示する場合は別紙提出）

主な問い合わせ先

成田空港検疫所（輸入動物管理課）
TEL: 0476-32-6700 FAX: 0476-32-6725
名古屋検疫所（中部空港検疫所支所 陸生衛生課）
TEL: 0526-38-8182 FAX: 0526-38-8184
関西空港検疫所（輸入動物管理課）
TEL: 072-658-1208 FAX: 072-658-1209
福岡検疫所（福岡空港検疫所支所 陸生衛生課）
TEL: 092-477-6207 FAX: 092-477-6209

上記以外の空港を管轄する検疫所については以下のウェブサイトをご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/daijushu/kankoku-kansenshou12/index.html>

届出の対象となる主なペット

哺乳類

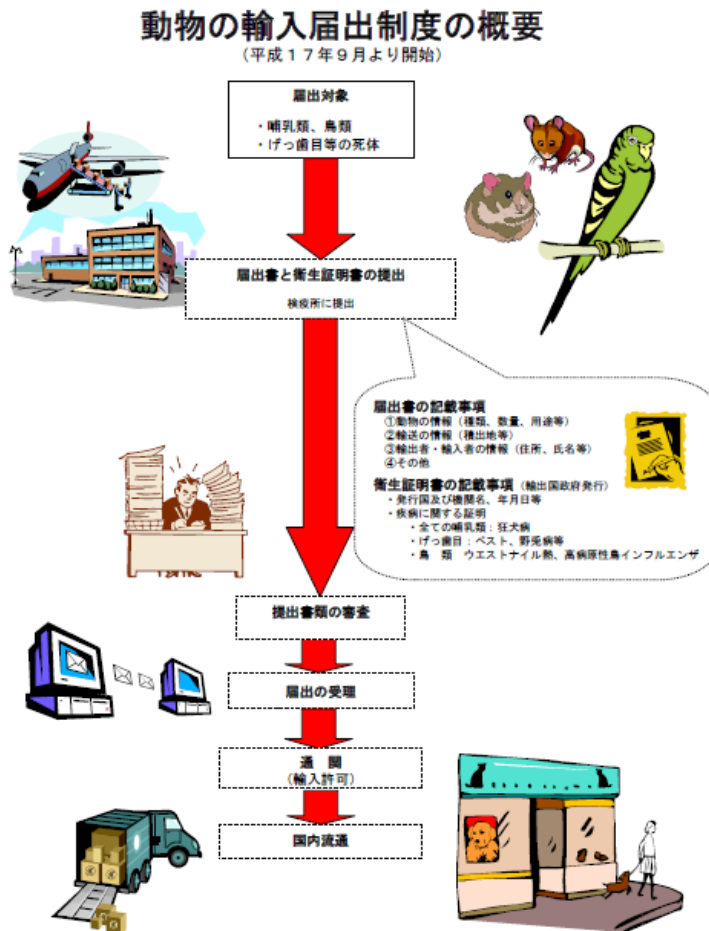
- ・フェレット
- ・ハムスター
- ・モルモット
- ・リス
- ・ウサギ

鳥類

- ・オウム
- ・インコ
- ・鳩
- ・文鳥

厚生労働省 検疫所

2. 輸入手続きの流れ



動物の輸入届出制度の詳細は [こちら](#)（厚生労働省ホームページへ）